非公募理由について

1 施 設

北塚会館	岐阜市柳津町北塚二丁目 60 番地 1
本郷会館	岐阜市柳津町蓮池一丁目 78 番地
南塚会館	岐阜市柳津町南塚四丁目 35 番地
東栄会館	岐阜市柳津町東塚二丁目 151 番地
宮下コミュニティ会館	岐阜市柳津町下佐波四丁目 37 番地
宮上ふれあい会館	岐阜市柳津町上佐波二丁目 326 番地
高桑コミュニティ会館	岐阜市柳津町高桑三丁目 28 番地

2 根拠法令

岐阜市柳津地区学習等供用施設条例施行規則第4条第1項

3 非公募理由

岐阜市柳津地区学習等供用施設(7館)は、地域住民の連帯意識を高め、学習、保育、休養 及び集会の用に供し、健康で文化的な近隣社会の構築とその発展に寄与することを目的に設置 されたものであり、広く住民相互の交流や活動を活発にするための施設提供等に関する事業を 実施するものである。

したがって、柳津地区学習等供用施設の指定管理者は、市民の平等な利用が確保されること、 指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること、その管理に係る経費の縮減が図ら れることに加え、地域の特性を活かし、地域住民と協働しながら、施設の設置目的を達成して いくことが必要であり、岐阜市指定管理者制度基本方針1.(3).②.(ア).(a)に基づき、 非公募により選定するものである。